

## 第4節 安全で良質な水の確保

### 1 水道の基盤強化対策の支援

#### (1) 水道を取り巻く現状と課題、水道法の改正

水道は、生活に欠かせないライフラインであるにもかかわらず、近年、施設の老朽化や人口減少に伴う料金収入の減少、職員数の減少等の課題に直面している。

こうした水道を取り巻く環境の変化に対応し、将来にわたって安全な水の安定供給を維持していくためには、水道の基盤強化を図ることが重要であることから、国は水道法を改正し、令和元年10月1日に施行した。

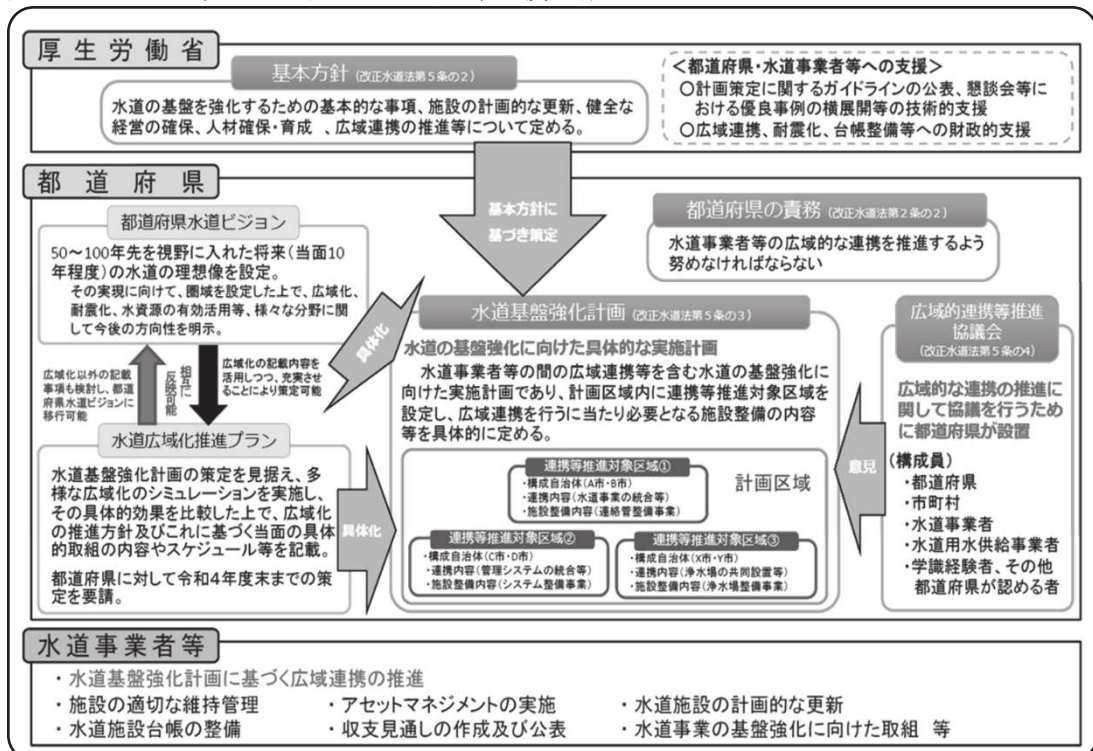
#### (2) 広域連携に係る本県の取組み

水道の基盤強化を図るためには、職員確保や経営面でのスケールメリットの創出に繋がる水道事業者等との間の広域連携を推進することが有効であり、改正水道法では、各都道府県を広域連携の推進役と位置づけ、より一層の推進を求めている。(図2-1-9)

県では、平成28年6月に県環境部局と20市町及び2水道企業団を構成メンバーとする「愛媛県水道事業経営健全化検討会」を設置し、検討を進めてきた結果、改正水道法の趣旨も踏まえ、県内を東・中・南予の3圏域に分け、各圏域の実情に応じた広域連携策について検討を進めていくほか、地域にこだわらず実現可能な広域連携策や個々の事業者間での連携などについてもあわせて検討していくことを令和元年8月に報告書として取りまとめた。

今後は、引き続き、同年10月に設置した「愛媛県水道広域化推進プラン検討委員会」において検討を進め、令和4年度末を目途に「愛媛県水道広域化推進プラン」を策定・公表することとしており、県内市町等と連携を図りながら、オール愛媛で水道の基盤強化に向けた取組みを加速することとしている。

図2-1-9 改正水道法に基づく広域連携の推進



※令和元年度 全国水道関係担当者会議資料(厚生労働省水道課)から抜粋

## 2 水道施設の防災・減災、強靱化対策の推進

### (1) 現状と課題

本県では、近い将来発生が予測されている南海トラフ地震において、最悪の場合、断水人口が約108万人（断水率：81.9%）にのぼると想定されるなど、甚大な被害が生ずるおそれがあり、水道施設の耐震化が喫緊の課題となっている。

こうした状況の中、本県の平成30年度末の浄水場及び配水池の耐震化率はそれぞれ52.9%、62.9%で、全国順位は7位、11位と上位にあるが、一方で、基幹管路の耐震適合率は32.0%で34位と、全国平均を大きく下回っている。（図2-1-10）

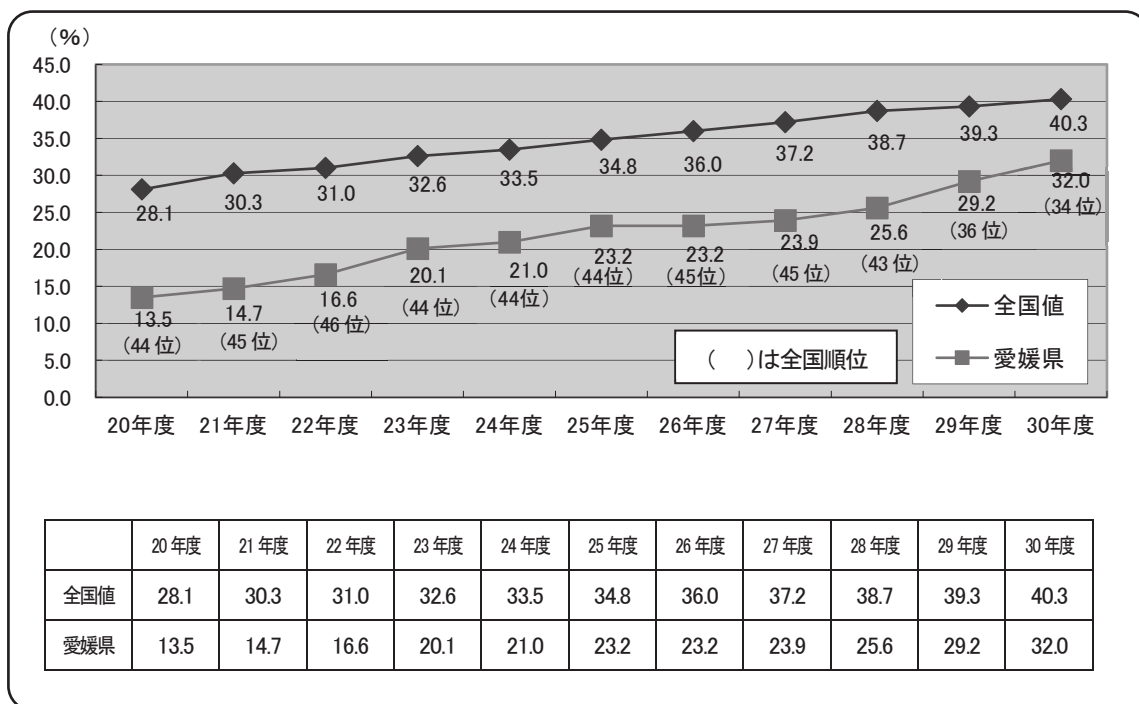
また、近年、平成30年の西日本豪雨をはじめとして令和元年度の房総半島台風や東日本台風などにより水道施設が被災した結果、大規模な断水が発生していることから、地震対策のみならず水道施設の停電対策や浸水・土砂災害対策等の防災対策を講ずる必要性も高まっている。

### (2) 今後の取組み

このため、県では、県内水道事業者等に対し、地域特性や施設状況、財政状況等を踏まえた計画的な整備について、きめ細やかな指導・助言を行うことにより、水道施設の強靱化を一層進めているほか、国に対し、補助事業の採択要件の緩和や補助率の嵩上げ、補助対象の拡大など、財政支援の確保・拡充について、あらゆる機会を捉えて強く要望している。

なお、地震対策については、平成26年度に策定した「えひめ震災対策アクションプラン」において、令和6年度末までに基幹管路の耐震適合率を40%に引き上げることを目標に掲げており、その達成に向けた取組みを推進しているところである。

図2-1-10 本県の基幹管路の耐震適合率の推移



### 3 水源かん養機能の保全と健全な水循環の維持

水事情に恵まれない本県にとって、「緑のダム」としての森林の果たす役割に対する県民のニーズは大変大きなものがあり、森林が持つ水資源の確保や水害防止などの水源かん養機能の維持増進を図るため、県と市町連携のもと推進体制を構築するとともに、水源かん養機能を高度に発揮することが望まれる森林地域を中心に、流域全体の間伐等森林整備を進めてきている。これまでに、県内に河口を有し本県を代表する河川である肱川流域や重信川流域、蒼社川流域においては公共造林事業や治山事業に加え、小規模渓流水源林整備事業や広葉樹導入促進事業などの県単独事業により計画的な間伐等を実施するとともに、広葉樹林や複層林の造成等、多様な森林の育成に努めてきた。

また、平成17年度からは、河川の源流域において設定した、愛媛県の水源の森のシンボルとなる「源流の森」において、強度な間伐を行い、針葉樹と広葉樹の混ざった、水源かん養機能の高い森林への誘導を図った。

さらに、平成23年度から平成26年度の間、県民の生活に不可欠な水を蓄えるダムの上流において、放置森林が多く残っている箇所を奥地水源地域として設定し、これら放置森林の間伐を行い、水源かん養機能の回復を図ってきたところである。

森林や農地・農業水利施設の持つ水源かん養機能の維持増進を図るとともに、雨水・再生水の利用など水の有効利用の促進を図り、健全で安全な水循環の保全に努める。